

新大阪駅27番線開業に伴う業務委員会開催！

- * 8名増は新規養成などとして現社員から確保する。
- * 27番線から発車する列車の詳細が明らかになる。
- * 最繁忙期等には必要に応じて3名立哨もあり得る。
- * 二科社員への可動柵、業務用EVの説明を行う。

1月22日、申20号（1月11日申し入れ）についての業務委員会が開催されました。

業務委員会では、増となった8名の確保や27番線から発車する列車の詳細が明らかになりました。また、営業二科社員に対して27番線の可動柵や業務用エレベーターの説明が行われることになりました。しかし、27番線の3名立哨体制については「最繁忙期などには必要に応じて立哨を3名とすることもあり得る」といった回答はありましたが、2名立哨体制はそのままとなりました。

以下、申し入れに対する会社回答と業務委員会におけるやりとりの概要です（詳細は関西業務ニュースNO. 208を参照してください）

- ① 8名の確保については、現社員で職名変更（案内から輸送）するなどしていく。養成はこの間と変わりなく、27番線に配属するための担務変更ではない。
- ② 27番線から発車する列車は、10分発のぞみ（定期または臨時）、17分発直通のぞみ、27分発のぞみ（臨時）、37分発直通のぞみ、56分発のぞみ（臨時）でいずれも上り列車である（18時台は定期列車が4本）。
- ③ 列車遅延早期回復のため27番線に新大阪駅止めの列車が入線する可能性がある。その際は状況に応じて降車点検要員を配置する予定である。
- ④ 27番線は見通しが良いことや、降車点検がないため2名立哨体制としている。最繁忙期などにはホーム上の安全を確保すべく必要に応じて3名立哨とすることもあり得る。最繁忙期などは具体的に何時とはないが、駅の範疇で波動でつけることになる。地本は、安全上3名立哨体制は必要であり2名体制は納得できないと主張する。
- ⑤ 営業二科社員に対する27番線可動柵と業務用エレベーターの説明は行う。日程については現在調整中である。
- ⑥ 27番線可動柵等についての説明会は、出勤前、非番、日勤での受講を基本としている。開催日数の都合上、休日での受講の社員が1名いる。地本は、休日に受講する1名の社員について休日受講をなくすように主張する。